

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

一 参考人が受ける旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ない方を合計した額とすること。（第二条関係）

二 旅費の各種目の基準額の内容を定めること。（第三条関係）

三 最近における経済情勢の変動に鑑み、参考人が受ける日当の最高額を、八千二百円から八千四百五十円に引き上げること。（第四条関係）

四 参考人が受ける宿泊料の額を、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額と総務省令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額を比較し、いずれか少ない方の額とすること。（第五条関係）

五 参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額並びに参考人がやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときの旅費及び宿泊料の額について定めること。（第六条関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

この政令の施行期日及び経過措置について定めること。
(附則関係)